

燃油価格高騰対応省エネ支援事業実施要領

制定 令和7(2025)年12月12日 生振第575号

第1 事業の目的

国際情勢の不安定化や円安による燃油価格の高騰に加え、機器・資材の導入コストが上昇しており、施設園芸農家の経営を圧迫している。

そこで、緊急的な対応として、燃油削減に取り組む農業者を支援し、経営の安定化を図り、もって施設園芸産地の維持拡大につなげていく。

第2 事業の内容等

本事業の内容、事業実施主体、採択要件及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

第3 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、様式2事業実施計画を作成し、様式1により農業振興事務所長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の承認

農業振興事務所長は、1により提出された事業実施計画が、第1の事業の目的及び第2の事業の内容等に合致し、かつ事業計画を確実に達成できると認められる場合は、これを承認するものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施主体は、次に該当する変更が生じる場合には、1に準じて事業実施計画の変更を申請し、農業振興事務所長の承認を受けるものとする。

(1) 事業費の30パーセントを超える増減

(2) 事業の中止又は廃止

(3) 事業実施主体の変更又は解散

第4 事業実施年度の事業実績の報告

事業を実施する事業実施主体は、様式1及び様式2により、農業振興事務所長に事業実績を報告するものとする。

第5 事業実施状況の報告等

1 事業実施主体は、様式3及び様式4により、事業実施年度から事業実施の翌々年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況を8月末日までに農業振興事務所長に報告するものとする。

2 農業振興事務所長は、事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を検討

し、事業の成果目標に対して達成が見込めないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとし、当該事業実施主体は、目標年度において成果目標が未達成の場合は、改善計画書（様式2-1）を作成し、目標が達成されるまで当該農業振興事務所に報告を行うものとする。

第6 事業の推進体制

- 1 事業実施主体は、第3の2で承認された事業実施計画に基づき、事業の円滑な実施を図るための体制を整備するものとする。
- 2 県は、指導・推進体制を整備するとともに、関係市町及び関係機関、関係団体等と協力し、本事業の適正かつ効果的な実施を図るものとする。

第7 助成

- 1 本事業において、助成の対象とする経費は、別表に定めるとおりとする。
- 2 県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、この事業に要する経費について、別に定めるところにより助成するものとする。

第8 その他

- 1 受益者は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済等に加入するものとし、第3の1の事業実施計画の申請と併せ、参考様式1を添付するとともに、第4の事業実績の報告と併せ、園芸施設共済等への加入の証の写しを添付するものとする。
なお、事業実績の報告時にやむを得ず証の写しを提出できない事情がある場合は、受益者は、理由書（任意様式）を添付するものとし、証の取得後、速やかに写しを提出するものとする。
- 2 その他、この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

附則（令和7（2025）年12月12日付け生振第575号）

- 1 この要領は、令和7（2025）年12月12日から実施する。
- 2 この要領は、令和9（2027）年3月31日をもってその効力を失う。